平成２９年（フ）第５４号
北海道標津郡中標津町西町５丁目14番地20　クレールＫ101
債務者　河合　弘二
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで　釧路地方裁判所根室支部

平成３０年（フ）第１号
北海道根室市光洋町２丁目34番地９
債務者　齋藤　幸子
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで　釧路地方裁判所根室支部

平成３０年（フ）第２号
北海道根室市宝町２丁目46番地
債務者　伊與部　薫
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで　釧路地方裁判所根室支部

平成３０年（フ）第４号
三重県四日市市笹川９丁目15番地３　県営Ｐ３―408
債務者　矢島　一人
1　決定年月日時　平成30年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成３０年（フ）第６号
三重県桑名市新西方５丁目250番地　ヒルズＴＡＫＩ１　102号
債務者　仲桝　光喜
1　決定年月日時　平成30年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成３０年（フ）第７号
三重県桑名市新西方５丁目250番地　ヒルズＴＡＫＩ１　102号
債務者　仲桝あずさ
1　決定年月日時　平成30年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成３０年（フ）第１６号
三重県桑名市大字東方158番地３　備後屋ビル401号
債務者　奥津久美子
1　決定年月日時　平成30年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１０８６号
京都市山科区西野山百々町136番地４
債務者　早川　照子
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１３８８号
京都市伏見区小栗栖南後藤町６番地　都市公団小栗栖北団地29―307
債務者　武一　隆二
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１３号
京都市南区西九条唐橋町23番地　ハイツサンセレクト201
債務者　大原聖司こと　丁　　聖司
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７４７号
兵庫県西宮市南甲子園３丁目８番16号　ハイツ南甲子園202号
債務者　勝瀬　恵里
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第８号
兵庫県西宮市枝川町５番15―203号、前住所兵庫県西宮市高須町１丁目４番６―501号
債務者　イングルトン由梨（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第３３号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番29―1214号
債務者　飯田　明子
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１４号
熊本県上益城郡御船町大字御船750番地５　妙見坂団地230号
債務者　福島　和代
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第３６号
熊本県菊池市泗水町吉富198番地１　ＦＵＴＵＲＥ05　Ｂ棟202号
債務者　芳野　みき（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１０号
宮崎県都城市上川東３丁目８号１番地　コーポリバー203
債務者　池田　恵二
1　決定年月日時　平成30年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで　宮崎地方裁判所都城支部